三九



(号 外)

目

政 令

〇港則法施行令の一部を改正する政令

〇環境影響評価法施行令の一部を改正 する政令 (三一六) 律の施行期日を定める政令(三一五)

る政令 (三一七)

公

告

〇特定非営利活動促進法施行令 〇防衛施設周辺の生活環境の整備等に 政令 (三一八) 関する法律施行令の一部を改正する

府

〇特定非営利活動促進法施行規則

〇所得税法施行規則の 省 仓 一部を改正する

1

省令 (同六八)

会社決算公告 会社その他 省令

〇環境影響評価法の一部を改正する法

報

〇毒物及び劇物指定令の一部を改正す

仓

(内閣府五五)

〇法人税法施行規則の一部を改正する (財務六七) 云

地方公共団体

行旅死亡人関係

諸 事

項

裁判所

画案、 平成二十二事業年度財務諸表 量器型式承認、預金保険機構再生計 行政法人産業技術総合研究所特定計 独立行政法人福祉医療機構)、 行政法人日本原子力研究開発機構・ 日本弁護士連合会懲戒の処分 独立

特殊法人等 破産、 免責、 再生関係

#

〇毒物及び劇物取締法施行規則の一部 ○租税特別措置法施行規則の一部を改 正する省令(同六九)

0

 \triangleright

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に ○環境影響評価法施行規則の一部を改 関する法律施行規則の一部を改正す 正する省令(環境二七) を改正する省令(厚生労働一三〇)

告 示 る省令 (防衛一四)

〇株式会社日本政策金融公庫法第二十 示(財務・農林水産・経済産業一二) の実施に関し必要な事項を定める告 機対応業務及び危機対応円滑化業務 施行令第九条の規定により読み替え 産業活動の革新に関する特別措置法 二条第三項及び産業活力の再生及び て適用する同項の規定に基づき、危

三条関係)

環境影響評価法による環境影響評価の対象事 神戸市、尼崎市、広島市、 北九州市、

する製剤

ニーメチルデカンニトリル及びこれを含有

4 この政令は、 ることとした。 平成

__

五 }**}**}}} 公布された

◇港則法施行令の一部を改正する政令(政令第三

した。(別表第一関係) 鼠ケ関港及び真鶴港の区域を変更することと

ることとした。 号に掲げる規定の施行期日は同年一〇月一日とす の施行期日は平成二四年四月一日とし、同条第三 月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定 ◇環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期 二年法律第二七号)の施行期日は、平成二五年四 日を定める政令(政令第三一五号)(環境省) 環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二 3

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 (政令第三一六号) (環境省)

一項の規定による港務局とすることとした。(第港湾法(昭和二五年法律第二一八号)第四条第 ことが必要な場合に、環境大臣に助言を求める ように努めなければならない公法上の法人を、 事業者に対し、評価書について意見を述べる

市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新について意見を述べることができる市は、札幌 れるものである場合に、事業者に対し、 と認められる地域の全部が一の市の区域に限ら 福岡市とすることとした。(第九条関係) 潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、 方法書

社会資本整備総合交付金とすることとした。(第 業の要件となる補助金等に係る予算の執行の適 地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金、 第二条第一項第四号の政令で定める給付金は、 正化に関する法律(昭和三〇年法律第一七九号)

法令のあらまし

四号) (国土交通省

2 この政令は、平成二三年一一月一日から施行 することとした。

対象事業に係る環境影響を受ける範囲である

二四年四月一日から施行す

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(政 令第三一七号) (厚生労働省) 次に掲げる物を毒物に指定することとした。

三一クロローー・ニープロパンジオール及

ニーアミン、その塩類及びこれらのいずれか びこれを含有する製剤 一一 (四一フルオロフエニル) プロパンー

(第二条第一項関係) 次に掲げる物を劇物に指定することとした。 を含有する製剤

ン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する 五-メトキシーN・Nージメチルトリプタミ

た。(第二条第一項関係) 次に掲げる物を劇物から除外することとし ルシクロヘキシルアミン六パーセント以下を 含有する製剤 三一アミノメチルー三・五・五ートリメチ

(三) ノナーニ・六ージエンニトリル及びこれを 口 シクロヘキシリデンーoートリルアセトニ トリル及びこれを含有する製剤

含有する製剤 トリル及びこれを含有する製剤 (二乙) ーニーフエニルーニーヘキセンニ

リジンーニーイリデン] アセトニトリル (別 名フルチアニル)及びこれを含有する製剤 フルオロメチル)フェニルチオ]ーニー[三-(二ーメトキシフエニル) ーー・三ーチアゾ (2) ーニー ニーフルオロー五ー トリ

♡ ニー [ニー (プロピルスルホニルオキシイ 及びこれを含有する製剤 ミノ) チオフエンー三 (二H)ーイリデン]ー 一(ニーメチルフエニル)アセトニトリル

ソプロピルスルフエナモイル」ードーメチル カルパマート六パーセント以下を含有する製 ーーベンゾフランー七ーイル=NI ニ・ニージメチルーニ・三ージヒドロー (ニーエトキシカルボニルエチル) - N-イ

4 〇月二五日から施行することとした。 この政令は、3の規定を除き、平成二三年 0

政令第三百十五号

この政令は、 平成二十三年十一月一日から施行する。

内閣総理大臣国土交通大臣 野 前田田 佳 武彦 志

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御

名

御

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣

野田 佳彦

号を除く。)の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)附則第一条環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(第

年十月一日とする。 二号に掲げる規定の施行期日は平成二十四年四月一日とし、 |号に掲げる規定の施行期日は平成二十四年四月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十五年四月一日とし、同法附則第一条第

経済産業大臣臨時代理 農林水産大臣 厚生労働大臣 国務大臣 小宮山洋子 道彦

報

内閣総理大臣 防衛大臣 国土交通大臣 環境大臣 野 一 細 前 細 田 川 野 田 野 佳保 彦夫 豪武豪 志志志

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御

御

平成二十三年十月十四

野田 佳彦

内閣総理大臣

政令第三百十六号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第二十三条の二の規定に基づ内閣は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第二項第二号ロ、第十条第四項(同法 この政令を制定する。

条とする。 「第八条第二項」に、「第八条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条を第二十一第十八条第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

項」に、「第十一条」を「第十四条」に、「第十二条」を「第十五条」に、「第十三条」 り読み替えて適用される法第十条第四項」と、第十条第一項」に「第九条第一項」を「第十一条第一項」を「第九条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定によ 第十五条中「第七条から」を「第八条から」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第 同条を第十八条とする。 「第十六条」

3

第十一条を第十四条とし、第十条を第十二条とし、 第十二条中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。 第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。

(法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人) 同条の次に次の一条を加える。

第十三条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、 号)第四条第一項の規定による港務局とする。 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八

第九条を第十一条とする。

第八条第二項中「前条第二項」を「第八条第二項」に改め、 同条を第十条とする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第十条第四項の政令で定める市)

第九条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、 福岡市とする。 **新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、** 仙台市、さいたま市、 広島市、 千葉市、 北九州市及び 横浜市、

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。 (法第二条第二項第二号ロの政令で定める給付金)

第四条 法第二条第二項第二号口に規定する給付金のうち政令で定めるものは、 の経費の支出によるものとする。 次に掲げる予算の目

地域自主戦略交付金

沖縄振興自主戦略交付金

社会資本整備総合交付金

別表第一中 「第六条関係」を 「第七条関係」に改める。

別表第四中 別表第三中 別表第二中 「第十三条関係」を「第十六条関係」に改める。 「第九条関係」を「第十一条関係」に改める。 「第十四条関係」を「第十七条関係」に改める。

附則

(施行期日)

一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号) 条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二十四年四月一日) から施行する。 附則第

(電気事業法施行令の一部改正)

第二条 電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)の一部を次のように改正する。 第六条の二中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第二項」を 「第十条第二項」に改

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 細野 豪志

環境大臣 細野 豪志

内閣総理大臣 野田 佳彦

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 坙

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百十七号 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二十三条の八並びに別表第一第二

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

号の二の次に次の一号を加える。 第一条中第六号の八を第六号の九とし、第六号の三から第六号の七までを一号ずつ繰り下げ、

六の三 三ークロローー・ニープロパンジオール及びこれを含有する製剤

第一条中第二十四号の四を第二十四号の五とし、第二十四号の三の次に次の一号を加える 二十四の四 一-(四-フルオロフエニル)プロパン-二-アミン、その塩類及びこれらのいずれ

第二条第一項第四号の五中「製剤」を「製剤」に改め、同号に次のただし書を加える。 かを含有する製剤

るものを除く ただし、三ーアミノメチルー三・五・五ートリメチルシクロヘキシルアミン六%以下を含有す

第二条第一項第三十二号中63を19とし、 (156)から(15でを2) (16から68) にとし、 (155) を (160) と し、 その次に

次のように加える

(161)ニーメチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

報

次のように加える。 第二条第一項第三十二号中43を9)とし、 (136) から(153) (153) (158) (158) (135) (139) くりをし、その次に

(ニーメチルフエニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

ニー [ニー (プロピルスルホニルオキシイミノ) チオフエンーミ (二H)ーイリデン]ーニー

(140)

第二条第一項第三十二号中43を88とし、(12から33までを(13から37までとし、(12を28とし、その次に

次のように加える。

(129)(2) ーニー [ニーフルオロー五~ (トリフルオロメチル)フエニルチオ]ーニー[三一(ニー

二ル) 及びこれを含有する製剤 メトキシフエニル)-一・三ーチアゾリジンーニーイリデン] アセトニトリル(別名フルチア

| 条第一項第三十二号中40を12とし、(12を) (116) から(123) (111)から(12までとし、 、 (115) を (117) と し、 その次に

次のように加える

(118)(二2) ーニーフエニルーニーヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤

> 第二条第一項第三十二号中(11を1)とし、 (110)から(11までを12)から(11までとし、(10を11)とし、その次に

次のように加える

(111)ノナーニ・六ージエンニトリル及びこれを含有する製剤

第六

第二条第一項第三十二号中08(10とし、 84から(1までを85から(1までとし、 83の次に次のように加

える。

シクロヘキシリデンーoートリルアセトニトリル及びこれを含有する製剤

の十七とし、第百号の十一から第百号の十五までを一号ずつ繰り下げ、第百号の十の次に次の一号を 加える。 第二条第一項第五十四号の三ただし書中「一%」を「六%」に改め、 同項中第百号の十六を第百号

百の十一 五-メトキシーN・N-ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有

する製剤

附則

十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、

第三

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第 該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。) 二条第一項第百号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当

3 十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項 の規定は、 前項に規定する物であってこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三 適用しない。

第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

内閣総理大臣 厚生労働大臣 野田 小宮山洋子 佳彦

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

名 御

御

平成二十三年十月十四日

内閣総理大臣

野

 \blacksquare

佳彦

政令第三百十八号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

項第四号及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (昭和四十九年法律第百) 号 第九条第一

を次のように改正する。 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)の一部 官

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

を「当該認定特定非営利活動法人等」に改める。 の条及び次条において同じ。)」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第三号中「認定特定非 除)」に改め、同条中「認定特定非営利活動法人(」を削り、「認定特定非営利活動法人をいう。以下こ 営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第四号中「認定特定非営利活動法人」 第十九条の十の三の見出しを「(認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控

六十六条の十一の二第二項」に、「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、 め、同条第一項から第三十八項までを削り、同条第三十九項中「第六十六条の十一の二第三項」を「第 「行う」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条とする。 第二十二条の十二の見出しを「(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)」に改 第十九条の十の四第三項中「又は」の下に「法第四十一条の十八の二第一項に規定する」を加える。

成十四年法律第百五十一号)」を加える。 第二十二条の十五第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の下に「(平

例)」に改め、同条中「第二十二条の十二第三十九項」を「第二十二条の十二」に改める。 第二十二条の七十六の三の見出しを「(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十号 という。)の」と、「同項」とあるのは「法第六十六条の十一の二第二項」と、「認定特定非営利活動法 法人等又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十条 ては、同令第二十二条の十二中「認定特定非営利活動法人等の」とあるのは「認定特定非営利活動 は第十四項の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法施行規則の規定の適用につい 人等が」とあるのは「認定特定非営利活動法人等又は旧認定特定非営利活動法人が」とする。 第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人(以下この条において「旧認定特定非営利活動法人」 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十条第十項又

物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百十七号)の施行に伴い、及び

平成二十三年十月十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

別麦第一劇物の項第十一号の九中49を13とし、13から14までを13から44までとし、12の次に次のより表第一劇物の項第十一号の九中49を13とし、13から33までを14から44までとし、12の次に次のよ

うに加える。

(113)(2) ーニー [ニーフルオロー五ー (トリフルオロメチル)フエニルチオ]ーニー[三一(ニー

メトキシフエニル)―一・三―チアゾリジン―二―イリデン] アセトニトリル(別名フルチア

別表第一劇物の項第三十二号の三中「一%」を「六%」に改める。 一ル)及びこれを含有する製剤

この省合は、公布の日から施行する。

〇環境省令第二十七号

の規定に基づき、及び同法を実施するため、環境 びに環境影響評価法(平成九年法律第八十一号) 影響評価法施行規則の一部を改正する省令を次の 十三年法律第二十七号)第一条の施行に伴い、並 ように定める。 環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二

平成二十三年十月十四日

環境影響評価法施行規則の一部を改正する 環境大臣 細野 豪志

第三条の次に次の四条を加える (方法書の公表)

第三条の二 法第七条の規定による方法書の公表 うものとする。 は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行

事業者のウェブサイトへの掲載

二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の のウェブサイトに掲載すること。

(方法書説明会の開催)

ウェブサイトに掲載すること。

第三条の三 法第七条の二第一項の規定による方 明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分し 所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響 より事業者が必要と認める場合には、方法書説 の市町村の区域が含まれることその他の理由に を受ける範囲であると認められる地域に二以上 する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場 法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加 て当該区域ごとに開催するものとする (方法書説明会の開催の公告)

第三条の四第一条の規定は、法第七条の二第二 項の規定による公告について準用する 法第七条の二第二項の規定による公告は、 次

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所 事業者の氏名及び住所(法人にあってはそ に掲げる事項について行うものとする。

三 対象事業が実施されるべき区域 二 対象事業の名称、種類及び規模

> ると認められる地域の範囲 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であ

五 方法書説明会の開催を予定する日時及び場

(質めに帰することができない事由)

第三条の五 法第七条の二第四項の事業者の責め で定めるものは、次に掲げる事由とする。 に帰することができない事由であって環境省令

二 事業者以外の者により方法書説明会の開催 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態によ り方法書説明会の開催が不可能であること。 会を円滑に開催できないことが明らかである が故意に阻害されることによって方法書説明

第四条の次に次の一条を加える。

(学識経験を有する者からの意見聴取)

第四条の二 環境大臣は、法第十一条第三項の規 認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴 定により意見を述べるに当たって必要があると くことができる。

第七条の次に次の一条を加える (準備書の公表)

第七条の二 第三条の二の規定は、法第十六条の 備書」と読み替えるものとする。 規定による公表について準用する。この場合に おいて、第三条の二中「方法書」とあるのは「準

2 第三条の二の規定は、法第四十八条第二項に えるものとする。 法書」とあるのは「準備書」と、同条第一号中 ついて準用する。この場合において、同条中「方 おいて準用する法第十六条の規定による公表に 「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替

に改め、同条第一項を次のように改める。 第八条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」

とあるのは「準備書説明会」と読み替えるもの 場合において、第三条の三中「方法書説明会」 定による準備書説明会について準用する。この 第三条の三の規定は、法第十七条第一項の規

あるのは「準備書説明会」と、」に改める 「前項中」を「第三条の三中「方法書説明会」と 第八条第二項中「前項の」を「第三条の三」に、